

介護保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
令和4年度相当分の保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる方
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** ($A \times B/C$) に**減免割合** (D) をかけた金額です。
前年の所得額 (B) が0円以下の場合には減免できませんのでご注意ください。

減免対象の保険料額 ($A \times B/C$)

A: 減免を受けようとする方の保険料額
B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の合計所得金額が
210万円以下の場合 : 全部(10分の10)
210万円超の場合 : 10分の8

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
下記担当窓口にお問い合わせ下さい。

聖籠町役場 町民課 保険係 電話番号：0254-27-2111 (内線116)

FAX番号：0254-27-2119

※ホームページにも関連情報を掲載しております。